

三郷市景観計画の届出等 について（詳細版）

【景観への配慮方針】

歩行者視点（主に道路からの視点）で配慮をお願いします。良い景観とは、見たいものが見える状態をいいます。即ち、良い景観づくりとは、見たいものを魅せ、見たくないものを見えにくくするように配慮をすることです。

【本書の概要】

- ・「本書」は、【本書の使い方】に沿って三郷市景観計画の届出等が行えるように三郷市景観計画の概略をまとめたものです。
- ・「本書」は、「三郷市景観計画運用指針」の一部を抜粋して作成しています。
- ・「本書」の印刷を行う場合は、1，2 ページをカラーで印刷してください。

【本書の使い方】

☆STEP 1

計画している工事の届出が必要かどうかを【ホームページでの確認手順】に沿って確認してください。届出が必要になった工事はSTEP 2に進んでください。

☆STEP 2

次の「①～⑤」の資料を【ホームページでの確認手順】に沿ってダウンロードしてください。

- ① 三郷市景観計画の届出等について(詳細版)（本書）
- ② 三郷市景観計画運用指針
- ③ 三郷市景観計画事前協議書
- ④ 三郷市景観計画法定届出書
- ⑤ 三郷市景観計画完了届出書

☆STEP 3

①に掲載されている”記載例”と②を参考に③～⑤を作成して都市計画課へ提出してください。

【ホームページでの確認手順】

1. 三郷市公式サイトを開く
2. 「環境・まちづくり」をクリック
3. 開いたページで「景観」をクリック
4. 開いたページで「三郷市景観計画の基準と届出方法等」をクリック
5. 開いたページで届出が必要かどうかの確認や資料のダウンロードを行ってください。



作成日：2018/04/01

改定日：2025/04/01

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1

電話：048-930-7740（直通）

FAX：048-953-8981